

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	2	18	△16	△ 88.9
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2	18	△16	△ 88.9

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	74	73	1	1.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	74	73	1	1.6

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		2	24	△22
(内訳)	建物整備	—	19	△19
	医療機械整備	2	5	△3

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		2	24	△22
(財源)	財政投融资	2	18	△16
	財政融資	2	18	△16
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	—	6	△6
	一般会計交付金	30	30	1
	借入金償還	△1	△1	△0
	その他	△30	△23	△7

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

国立長寿医療研究センターは、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。

これらの目的を適切に実施するため、老朽化した医療機器の整備等に財政投融資を活用するものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

該当なし

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するという、当センターの目的を果たすためには、老朽建物整備等を速やかに行い、環境改善を図ることが必要不可欠であるが、これらの整備については、整備内容の精査を行い、必要な金額を要求している。

また、医業収益の確保策、経費削減策など様々な経営改善策を踏まえ、財政投融資の要求を行っている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

財政融資の借入を平成28年度、平成29年度で行っている。平成29年度の建物整備において、財政投融資1億円の運用残が発生した。

令和2年度要求については、当センターの経営状況、医療機器等の老朽化に伴う更新整備、今後の当センターの機能の充実の必要性を総合的に勘案し、要求している。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	－	1億円	－
運用残率	－	4.3%	－

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

医療機器整備のため、財政融資2億円を要求。

※国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の提供を行っている。

【参考1】「経済財政運営と改革の基本方針2019」

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(2) 全世代型社会保障への改革

③疾病・介護の予防

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

①社会保障

(予防・重症化予防・健康づくりの推進)

【参考2】「成長戦略フォローアップ」

II. 全世代型社会保障への改革

4. 疾病・介護の予防

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

⑦認知症の総合的な施策の強化

5. 次世代ヘルスケア

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 技術革新等を活用した効果的な医療・福祉サービスの確保

②ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）

1. 政策的必要性

国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

これらの業務は非営利で公共性が高いことから、政策目的達成のため多額の資金を必要とする。整備を行うにあたっては、長期・固定・低利の財政融資資金が必要である。

加齢に伴う疾患に関わる高度先駆的・専門的医療の提供のため、老朽化した医療機器整備に活用するものである。

2. 民業補完性

国立長寿医療研究センターは、今後の高齢化の更なる進展による認知症や要介護者の増加などの課題に対応するため、認知症、フレイル等に関する研究開発を推進している。

採算が期待できない高度先駆的医療の実施、新たな診断・治療や予防法の開発、研究、専門医療従事者の研修及び情報発信を一体的に行っており、これらの事業を民間病院が実施することは困難である。

3. 有効性

医療の高度化等に適応した国立長寿医療研究センターの整備を実施することにより、高度先駆的な医療の提供、調査及び研究、専門技術者の研修、情報発信を一体的に機能させ、国民に対してより良質の医療を適切に提供することができる。

4. その他

財政融資資金の償還財源は診療収益としているところであり、収入確保・支出縮減方策を実施し、着実に経営改善を進めていくことから、償還確実性については問題ないと考える。

30年度決算に対する評価

(機関名：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター)

1. 決算についての総合的な評価

平成30年度においては、患者数確保などによる診療収入の増加を図り、医業収入は前年度を576百万円上回る6,598百万円であったが、新外来棟設立に伴う減価償却費等の費用増により、経常収支率97.4%と赤字となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産 185億円（前年度196億円）
固定資産の減
- 負債 101億円（前年度107億円）
未払金の減
- 純資産 83億円（前年度 89億円）
利益剰余金及び資本剰余金の減、

(2) 費用・収益の状況

- 費用 119億円（前年度106億円）
医業費用及び設備関係費の増
- 収益 116億円（前年度105億円）
研究収益及び医業収益の増

(3) 行政サービス実施コストの状況

- 損益計算書上の費用 119億円（前年度107億円）
自己収入（控除）△83億円（前年度△72億円）
- 行政サービス実施コスト 37億円（前年度38億円）